

山口学芸大学及び山口芸術短期大学における化学物質管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山口学芸大学及び山口芸術短期大学（以下「本学」という。）における化学物質の自主的かつ適切な管理を推進し、安全上の危害及び健康障害並びに環境への影響を未然に防止するため、必要な事項を定める。

(法令との関係)

第2条 本学における化学物質の取扱いについては、消防法（昭和23年法律第186号）、毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）（昭和25年法律第303号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）その他の法令（以下「関係法令等」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 化学物質 薬品（試薬、医薬品及び化学薬品をいう。）及びそれらの混合物並びに高圧ガスをいう。
- (2) 毒劇物 毒劇法第2条に掲げる、毒物、劇物、特定毒物をいう。
- (3) 部局等 化学物質を管理する教育研究組織等（事務組織の各部等を含む。）をいう。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学の化学物質の安全管理に関する業務を総括する者として、関係法令及びこの規程に基づき、化学物質の安全管理について必要な措置を講じなければならない。

(組織)

第5条 化学物質の安全管理に関する責任者として、化学物質管理責任者及び化学物質取扱責任者を置く。

- 2 前項に定める各責任者に事故あるときは、学長が別に指名する者をもって充てる。

(化学物質管理責任者)

第6条 化学物質管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、学生部長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、学長を補佐するとともに、本学の化学物質の安全管理に関する業務を統括する。

(化学物質取扱責任者)

第7条 化学物質取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は、当該部局等における化学物質の管理を総括し、化学物質による安全衛生上の危害、盗難、紛失、環境汚染等の防止に努めなければならない。

2 取扱責任者は、当該化学物質を取扱う部局等の中から管理責任者が指名するものとする。

3 管理責任者は、化学物質取扱責任者指名報告書(様式1)により学長に報告する。なお、取扱責任者を変更する場合も同様とする。

(化学物質取扱者の責務)

第8条 化学物質を取扱う教職員及び学生(以下「化学物質取扱者」という。)は、化学物質を取扱う場合には、取扱責任者に届け出なければならない。

2 化学物質取扱者は、化学物質の使用、記録及び保管その他の取扱いを適切に行わなければならない。

3 化学物質取扱者は、化学物質取扱受払簿(様式2)により、取扱う化学物質の在庫管理を行うものとする。

4 化学物質取扱者は、化学物質による事故及び保健衛生上の危害を未然に防止するため、取扱う化学物質の性状や法規制について、調査・研究し、安全に正しく取扱わなければならない。

(取扱いと管理・記録の保持)

第9条 管理責任者は、化学物質による危害を未然に防止するため、化学物質の使用状況を常に把握し、自主的なリスク低減措置を実施するとともに、当該部局等の構成員に対し化学物質の安全な取扱いと適正な管理について指導しなければならない。

2 取扱責任者は、化学物質の購入量、保管量、取扱量及び排出量並びに作業環境等を常時把握するとともに、その記録を管理責任者に提出しなければならない。

3 管理責任者は、前項に定める記録をまとめ、年度末に学長に報告するものとする。

(保管・表示)

第10条 取扱責任者は、化学物質専用の保管庫を設置し、地震等の災害、事故等に備えて、同保管庫について固定、容器の落下防止、接触破損防止等の対策を講じなければならない。

2 毒劇物の管理は、堅固な構造で施錠機能を有する保管庫に保管し、盗難及び紛失等の防止に努めなければならない。

3 化学物質取扱責任者は、毒劇物に関し次表の表示をしなければならない。

区分	容器、被包及び貯蔵又は陳列する場所
毒物	「医薬用外」及び赤字に白色で「毒物」
劇物	「医薬用外」及び白地に赤色で「劇物」

(化学物質の廃棄)

第11条 化学物質は関係法令等に従って廃棄しなければならない。

(緊急時の措置)

第12条 化学物質取扱者は、自らが保管し、若しくは取扱う化学物質により安全衛生上の危害若しくは環境汚染等の危害が生じ、又は生ずるおそれがあると判断したときは、直ちにその旨を、取扱責任者に届け出るとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 取扱責任者は、前項の届出を受け付けたとき及び保管している化学物質が盗難に遭い、

又は紛失したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

- 3 管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその旨を学長及び保健所、警察署、消防署その他の関係機関に届け出るとともに、必要な措置を講じなければならない。

(化学物質管理委員会)

第 13 条 本学における化学物質の適切な管理運営に関し必要な事項を審議するため、化学物質管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 化学物質の管理状況の把握及び総合的な管理運営の推進に関すること
- (2) 化学物質の取扱方法及び安全教育に関すること
- (3) その他化学物質の管理運営に関すること

- 3 委員会は、化学物質の管理状況について、定期的に検査を行うものとする。

(委員会の組織)

第 14 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 化学物質管理責任者
- (2) 化学物質取扱責任者
- (3) 総務部総務課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

- 2 委員長は、前項第 1 号に定める委員をもって充てる。

- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者をもって充てる。

(改善命令等)

第 15 条 学長は、化学物質を取扱う部局等において、関係法令等に反している事象が判明したとき、又は化学物質により安全衛生及び環境上の問題若しくは健康障害が生じ、若しくは生じるおそれがあると認められるときは、管理責任者及び取扱責任者に対して、化学物質の使用停止を含む改善措置等を命ずることができる。

- 2 前項の改善命令等を受けた者は、直ちに必要な改善措置を講ずるとともに、その結果を学長に報告しなければならない。

(事務)

第 16 条 化学物質の安全管理に関する事務の総括は、関係部署の協力を得て、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、化学物質の安全管理に関し必要な事項は、法人の承認を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。